

2011年3月28日

平成23年度前期 会計制度応用研究

音川和久（おとがわ かずひさ）

otogawa@kobe-u. ac. jp

## 1 授業のテーマと目標

貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書などの基本財務諸表には、企業業績を評価するための重要な情報が含まれています。しかし、上場企業等の有価証券報告書には、基本財務諸表以外にも多種多様な情報が含まれており、それらをうまく活用することが、より適切な企業業績の評価につながります。

また、基本財務諸表を作成・公表する企業またはその経営者が置かれている状況を理解することもまた、適切な企業業績の評価にとって重要です。この授業では、企業業績を評価するにあたって、基本財務諸表以外の様々な情報も有効に活用できるようになることを目標とします。

この授業では、財務諸表の読み方・使い方に関する基本的な解説は行いません。そのような財務会計・財務諸表分析の基礎知識をまず習得したい方は、同じ日程で開講される「財務会計応用研究」の履修をお奨めします。「会計制度応用研究」では、それよりも少しアドバンスな内容を取り扱います。

## 2 教科書・参考書等

この授業では、教科書を特に指定しません。毎回、資料・レジュメを配布します。

この授業の内容と関連が深い参考書として、

- ・首藤昭信『日本企業の利益調整』中央経済社、2010年
  - ・ウィリアム・R・スコット（著）・太田康広・椎葉淳・西谷順平（訳）『財務会計の理論と実証』中央経済社、2008年。
  - ・須田一幸『財務会計の機能』白桃書房、2000年
- などがあります。

また、国際会計基準の規定を解説した参考書として、

- ・桜井久勝（編著）『テキスト国際会計基準（第5版）』白桃書房、2010年
  - ・新日本有限責任監査法人『完全比較：国際会計基準と日本基準』雄松堂出版、2009年
- などがあります。

### 3 授業の概要と計画

この授業では、できるかぎり最新の研究成果を取り入れながら、会計情報を用いた債務契約・報酬契約・政府規制、証券投資における会計情報の有用性、利益調整（利益操作、利益マネジメント）、国際会計基準の導入と企業経営への影響、IRといった多岐にわたるテーマを取り扱います。

第1 & 2回	会計情報と債務契約・報酬契約・政府規制
(5月21日2限) (5月28日1限)	企業またはその経営者と株主・債権者・投資家などの外部利害関係者の関係を把握するためのフレームワークについて、この授業で採用する基本的な考え方を紹介します。その上で、債務契約・報酬契約・政府規制の中で会計情報がどの様に利用されているのかを具体的な事例を取り上げて検討し、財務会計が遂行している利害調整機能（契約支援機能）についての理解を深めます。
第3 & 4回	会計情報と証券投資 1
(5月28日2限) (6月4日1限)	財務会計が遂行しているもう1つの重要な機能に、情報提供機能（意思決定支援機能）があります。ここでは、効率的市場仮説と裁定取引の考え方を紹介した上で、会計情報と株価の関係、会計情報の公表に対する投資家の反応、会計情報が株価に織り込まれるプロセスを検討します。
第5 & 6回	利益調整
(6月4日2限) (6月11日1限)	企業またはその経営者が会計基準の範囲内で行う会計操作である「利益調整(earnings management)」の定義・動機・手段を検討し、経営者の利益調整を見抜く方法について議論します。
第7 & 8回	会計情報と証券投資 2
(6月11日2限) (6月18日1限)	効率的市場仮説と相反するような多数の証拠が蓄積されています。効率的市場仮説と相反するアノマリー現象とその原因を検討し、財務会計が遂行している情報提供機能（意思決定支援機能）について、さらに理解を深めます。
第9 & 10回	国際会計基準（IFRS） 1
(6月18日2限) (6月25日1限)	日本でも、2010年3月期決算から国際会計基準（IFRS）の任意適用が認められるようになりました。さらに、上場企業の連結財務諸表に対してIFRSを強制適用するかどうかに関する判断が2012年を目処に行われようとしています。ここでは、日本の会計基準と国際会計基準の差異について、具体的なケースを参照しながら検討します。

第11&12回	国際会計基準（IFRS） 2
（6月25日 2限） （7月2日 1限）	EUでは2005年から、韓国では2011年から国際会計基準（IFRS）の強制適用が始まっています。そのような先行事例を参考にしながら、国際会計基準（IFRS）の導入が日本企業およびその企業経営に及ぼす影響について、さらに理解を深めます。
第13&14回	会計情報と I R
（7月2日 2限） （7月9日 1限）	企業は、法律制度に基づく強制的な情報開示のみならず、様々な情報を多様な手段を通じて外部の利害関係者に発信しています。そのような企業の自発的な情報開示である I R (investor relations) について、I R 優良企業の開示例を参考にしながら、I R 活動の意義・手段・効果を検討します。
第15回	まとめ
（7月9日 2限）	この授業全体の総括と、財務会計が遂行している利害調整機能や情報提供機能を向上させるためのコーポレート・ガバナンスの役割について展望します。

#### 4 成績評価の方法

成績は、毎週の課題レポートの提出（70%）、出席とクラス討議への貢献（30%）に基づいて評価します。

#### 5 オフィスアワー

授業終了後またはメールでアポイントメントをとってください。